

保護者 様

平成 年 月 日
和歌山県立新宮高等学校

出席停止についてのお知らせ

学校において感染症の流行を防ぎ生徒の健康を守るため、以下に記す感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となります。この場合「欠席」ではありません。登校する際は、下記の用紙に医師の証明をもらってから登校してください。

学校保健安全法

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、法令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

学校保健安全法施行規則

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
- 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

主治医 様

和歌山県立新宮高等学校

感染症による出席停止期間証明のお願い

学校保健安全法に基づく出席停止について、お手数ですが下記にご記入くださいますようお願い致します。

年 組 生徒氏名
病 名

期 間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 まで

（発症日： 平成 年 月 日、解熱日： 月 日）

上記疾患について他への感染の恐れがなく出席停止を解除して差し支えないことを認める

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名

印